

30年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H30. 8. 1	H30. 8. 14	(1) 東京都若者総合相談センター（愛称：若ナビα）を継続している利用者数のわかる資料（H29年度まで） (2) 東京都ひきこもりサポートネットを継続している利用者数のわかる資料（H29年度まで） (3) 東京都若者社会参加応援事業実施団体に対して都が受け付けた苦情件数がわかる資料（H29年度分）					1											(1)及び(2)については、本事業は、匿名による相談も可能であり、継続している利用者であるか否かを判断することが困難であることから文書を作成しておらず、保有していない。 また、(3)については、苦情を受け付けた実績が無いことから文書を作成しておらず、保有していない。	青少年・治安対策本部総合対策部青少年課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。